

各学校の皆様へ

修学旅行や研修旅行などの教育旅行で、富士山静岡空港をぜひ御利用ください。

令和8年度 富士山静岡空港教育旅行利用促進事業概要

令和8年度に富士山静岡空港を御利用いただいた教育旅行には、富士山静岡空港利用促進協議会が児童、生徒の旅行費用の一部を補助します。

補助金要綱は「富士山静岡空港サポーターズクラブ」HP内の利用促進事業からダウンロードができます。

○令和8年度 富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金

補助	内 容	補助金額	補助要件
基礎 補助	1. 富士山静岡空港 を利用	児童、生徒1人あたり <u>2,000円</u>	富士山静岡空港を利用した教育旅行を実施。(片道のみ利用した場合は2分の1) ※教育旅行周遊チャーターは、片道利用(1,000円)の補助対象となります。
加算 補助	2. コース分割	1の補助金に 児童、生徒1人あたり 1,000円の加算	富士山静岡空港を利用するために、 <u>コース(目的地)を3つ以上に分け</u> 、いずれかのコースで富士山静岡空港を利用した場合。 (片道のみ利用した場合は2分の1)
	3. 分便	1の補助金に 児童、生徒1人あたり 1,000円の加算	富士山静岡空港を利用するために、 <u>1つの目的地への旅行で搭乗便を分</u> けて旅行を実施した場合(他空港との分便を含む)。 (片道のみ利用した場合は2分の1)
	4. バス借り上げ	空港送迎の借り上げバス費用10万円を超える部分の2分の1 (<u>限度額50千円/校</u>) (2分の1の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)	富士山静岡空港を利用するために、空港の送迎に借り上げバスを利用した場合

※2から4に該当する場合は、1の空港利用補助にそれぞれを上乗せして補助します。

【補助金の申請先・お問合せ】

静岡県スポーツ・文化観光部 空港振興課 就航促進班

〒420-0861 静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-2777

メール：airport-shinkou@pref.shizuoka.lg.jp

(富士山静岡空港利用促進協議会 教育旅行委員会)